

令和2年度 第2回 宮城県大規模小売店舗立地専門委員会 会議録要旨

日 時 : 令和2年9月11日(金) 午前10時から午前11時30分まで
場 所 : 宮城県行政庁舎11階 第二会議室
出席者 : 資料参加者名簿のとおり

1 開会

事務局

ただ今から、令和2年度第2回宮城県大規模小売店舗立地専門委員会を開催いたします。

本日のご出席の委員は5名でございます。大規模小売店舗立地専門委員会条例第4条第2項により定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、江成委員長に議事進行をお願いいたします。

2 議事

(1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

江成委員長

傍聴の方はいらっしゃらないですね。

それでは、お手元の次第にしたがって議事を進めてまいります。まずは、議題の(1)大規模小売店舗立地法に基づく届出状況につきまして事務局からご説明をお願いします。

事務局

※届出状況

資料1に基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。ご説明にもありましたように、前回の委員会以降、新設の届出が1件、変更の届出が1件でした。届出状況につきまして何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。それでは次の議題に進みたいと思います。

(2) 大規模小売店舗立地法に基づく届出について

イ 【新設】(仮称)クスリのアオキ古川駅東店(法第5条第1項)

江成委員長

続きまして、議題(2)大規模小売店舗立地法に基づく届出について審議を行います。はじ

めに（仮称）クスリのアオキ古川駅東店について審議を行いますので、出店者の入室をお願いいたします。

それでは届出概要について事務局からご説明願います。

事務局

※資料2に基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。ただ今のご説明について、ご質問、ご意見はございますか。

本郷委員

夜間の騒音レベルの最大値が基準を上回る結果となることから、遮音効果のあるパネル式目隠しフェンスを設置することとなっておりますが、図面上どの位置に設置されるのでしょうか。アパートの周辺を囲むようにするのでしょうか。

設置者

24ページの建物配置図をご覧ください。図面の「擁壁・目隠しフェンス」と書かれている部分になります。

本郷委員

アパートの東側については、フェンス等を設置しなくても大丈夫なのでしょうか。

設置者

基準超過の要因が、アパート南側の車両走行音であるため、そちらとアパートの間にフェンスを設置することにしております。

アパートの東側の車両走行音についても、影響はありますが、基準を超過する要因にはなっておりません。

蒔苗委員

夜間の騒音対策で、夜10時以降の徐行運転とありますが、閉店時刻は夜10時となっております。10時以降は従業員の出入りということになるのでしょうか。

設置者

駐車場の利用可能時間帯が午後10時30分までとなっておりますので、退店車両も何台かはいると考え、その方々向けに周知したいと考えております。

蒔苗委員

従業員の方の出入りもかなりあると思いますので、そちらの注意喚起もあわせて行っていただいたほうが良いかと思います。

設置者

承知しました。

小林委員

荷さばき施設が2箇所に分かれておりますが、これは店内の利用用途が分かれているからなのでしょうか。クスリのアオキさんはこのようなパターンが多いのですか。

設置者

今回は生鮮食品も扱うので、店舗西側は鮮魚作業場等になり、東側は医薬品等を扱うといった形になっております。そのため、利用しやすいように荷さばき施設を2箇所に分けております。

小林委員

分かりました。

店舗敷地北側の市道いちょう通線については、通学路になっていたと思いますので、通学時間帯の車両の出入りについては配慮されるようお願いいたします。オープン後の様子を見ながら、お客様に注意喚起を行うか、交通誘導員を配置するなど、お店側で気にかけていただければと思います。

設置者

承知いたしました。

小林委員

図面下の市道東浦李^{ひがしうらすもぞね}塚線については、写真を見る限り、住宅街の裏道のような道路で、車両通りは多くなさそうですが、開店によって通過交通が増加すると考えられますので、あまりこちら側を利用しないよう最初に周知していただいたほうが良いかと思います。現場の状況を見ながらになるかとは思いますが、混雑するようでしたら、配慮していただきたいと思います。

設置者

はい。

栗原委員

地元説明会については、新型コロナウイルス感染拡大の影響で開催できなくなり、ポスティングや新聞折り込みチラシで対応したということですが、今後も説明会を開催する予定はないのでしょうか。

設置者

計画はございません。

栗原委員

地元住民の方々の声を汲み上げる措置としてなにか講じていらっしゃるのでしょうか。お知らせするだけでなく、「なにかご質問がございましたらこちらまでご連絡ください」といった文言をチラシ等に入れるなどしているのでしょうか。

設置者

計画地に掲示したものやポスティング、新聞折り込みのチラシには、お問い合わせ先として連絡先を載せており、住民の方からの意見を聞く場は設けておりました。

栗原委員

住民の方からなにか意見はありましたか。

設置者

直接大店立地法には関係ないのですが、1件だけご連絡がありました。西側のマンションの方からのご意見で、当時設置されていた仮囲いの影響で、駐車場から車を出す際に、見づらくなっているというご連絡がありました。その件につきましては、現場のほうに連絡をしまして、対応してもらいました。

栗原委員

開店後は特に問題ないということですよ。

設置者

はい。仮囲いもなくなりますので、問題はございません。

栗原委員

地元の方とのコミュニケーションが取りづらい状況ですので、今後もなにか意見を汲み取れるような措置をしていただけると良いと思います。

江成委員長

写真の⑤で、左側に水路のようなものがあるのですが、これは流れている水路なのでしょうか。

事務局

流れている水路です。

江成委員長

かなり雑草が生えているようなので、水量はあまり多くないのでしょうか。
農業用の水路でしょうか。

事務局

農業と排水かと思います。見た感じでは排水かなと思います。

江成委員長

下水道整備地区ですよ。

事務局

道路側から流れてくる水などかなとは思いますが。

江成委員長

雨水などですかね。
他にはいかがでしょうか。

栗原委員

従業員用の駐車場は特に設けていないのでしょうか。収容台数が100台確保されているので問題はないかなと思うのですが、従業員の方は何台くらい停める予定なのでしょうか。

設置者

従業員用駐車場は設けております。24ページの図面3に、点線で囲っている駐車場がございまして、48台分を従業員用として設けております。

栗原委員

分かりました。ありがとうございます。

小林委員

24ページの図面についてですが、敷地周りに斜線が書かれていますが、これは植栽かなにかでしょうか。また、廃棄物等保管施設①のところにある反対の斜線については、コンクリート土間なのでしょうか。駐輪場の左側の斜線は歩道を表しているのでしょうか。荷さばき施設②のところに9.4%という記載があるのですが、敷地が上がっているのか、それともここだけステージのようになっているのかについて教えてください。

設置者

建築の内容について今正確には把握できておりません。

廃棄物等保管施設①のところにある斜線についてはコンクリートということではないと思います。駐輪場の左側の斜線については、歩道として実際に書くわけではありません。

小林委員

荷さばき施設②付近の9.4%の記載についてはいかがでしょうか。

道路側にスロープの記載はないので、敷地はフラットなのかなと思うのですが。

設置者

建築の担当に確認してからの回答でもよろしいでしょうか。

小林委員

はい。ありがとうございます。

本郷委員

入退店の経路について、D方面からの来店のように、南側から北上して来店する車両が比較的多いと思うのですが、こちら側から来る車両はまわるようなかたちで出入口1から入店する計画になっております。これは出入口1を利用するように誘導するような方策があるのでしょうか。通常ですと、一番近くの出入口は出入口3になりますので、そちらを利用するのではないかなと思いました。出入口3側の交差点を右折禁止にするのであれば話は別だと思いますが、南側から来るとなると、出入口の3を目指して来るのではないかと少し気になります。そのあたりの計画は大丈夫なのでしょうか。出入口3に集中はしないでしょうか。

設置者

出入口3については広域誘導を行いませんので、主に出入口1と2を利用していただくようにチラシやホームページ等で周知させていただく予定です。

本郷委員

店舗に行くまでの道路に看板等は設けないのでしょうか。

設置者

特に設置する予定はございません。

本郷委員

うまく出入口1のほうにまわってもらえれば良いのですが、少し気になったので質問させていただきました。

江成委員長

元々の道路の状況としては、北側の道路のほうが交通量は多いのでしょうか。
南側の道路は生活道路のようになっているのですね。

設置者

はい。

小林委員

クスリのアオキさんは東北初出店ですか。

設置者

福島でも出店しております。宮城では今週5店舗目がオープンしました。

江成委員長

医薬品に加えて食料品も扱うような店舗ですよ。

設置者

今回の店舗については、スーパーのように精肉・野菜・鮮魚も取り扱う予定です。

江成委員長

事業者としてはいくつくらいになるのでしょうか。全て同じ事業者が行うのでしょうか。

設置者

精肉・惣菜・鮮魚で3社テナントとして入っていただくこととなります。

事務局

小売業者としては、クスリのアオキさんの他に3社ということですか。

設置者

インテナントでレジは共通になります。売場の中に業者さんに入ってもらって加工していただくかたちです。

事務局

届出されている小売業者としてはクスリのアオキ様だけになっておりますが、それは変わらないのでしょうか。

設置者

はい。精肉・惣菜等は各テナント様に入っていただき、商品を出していただきますが、最終的にお会計は弊社のところで一括で行うこととなります。届出上の小売業者には該当しないものだと思います。

事務局

恐らく他にも届出されているかと思いますが、それらも同じようにクスリのアオキさんのみで届出されているのですよね。

設置者

そうです。

江成委員長

他にはよろしいでしょうか。

それでは、先ほどの図面の件につきましては、確認できましたら事務局のほうに連絡していただきたいと思います。

(3) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について

イ 【変更】(仮称)イオンモール利府 北棟・南棟(法第6条第2項)

江成委員長

続きまして、議題(3)の大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案についてです。(仮称)イオンモール利府北棟・南棟の意見案について事務局からご説明をお願いします。

事務局

※資料 3 に基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。この店舗はかなり大きな変更ということで新設と同じような扱いで検討してきました。ただ今のご説明について何かご質問などはございますか。

蒔苗委員

最後のほうに説明がありました調査会のところで、出入口の4と5にポストコーン設置予定ということでしたが、出入口の5は右折出庫を認めて場内への右折入庫を抑制するようなポストコーンの配置ということでしょうか。

事務局

そうですね。位置を考慮し、出庫は可能で入庫は不可となるように配置する計画とのことです。

蒔苗委員

分かりました。計画上右折出庫できるようになっているので、なんとか両立するようなかたちをとっていただければと思います。

本郷委員

クリニックが近くにあるようですが、どういうクリニックなのでしょう。

事務局

内科クリニックです。

本郷委員

入院もあるようなクリニックなのでしょう。

夜間の騒音についてコメントがあり、夜間の最大値を抑えるために防音壁を設置する計画とのことでしたので。

事務局

確認して後日ご連絡したいと思います。

江成委員長

他にはよろしいでしょうか。それでは、基本的に附帯意見についてはご説明の通りに進めて

いただくことにしたいと思います。いくつか質問がありましたので、それらについては確認をお願いします。

(4) その他

江成委員長

本日の議題については以上です。その他何かありましたらご発言をお願いします。

事務局

事前にメールでご相談させていただいた、みやぎ生活協同組合明石台店におけるサイクル&バスライドの実施についてですが、担当者に確認したところ、現状の駐輪場の利用実態調査を来週以降に実施するとのことで、まだ実態調査結果が出ていない状態となっております。そのため、実施計画の詳細につきましては、次回の専門委員会でご報告させていただきたいと思います。

なお、委員の先生方からのご回答としては、「サイクル&バスライドを実施する上での、利用実態調査結果の報告について、店舗の設置者と事前に打ち合わせをして手法などを確認しておいたほうがよい」といったご指導や、「大店立地法の指針においてもパーク&ライドおよびサイクル&バスライド事業等への協力が示されていることも考慮し、駐輪場規模が十分であれば、支障の無い範囲での利用は良いのではないか」といったご意見をいただきました。お忙しいところご指導いただきありがとうございますございました。

駐輪場の利用実態調査を行うことについては、設置者からも了承を得ている状態です。

今後の対応方針については、メールの内容と同様で、利用実態調査結果から、来客者用の台数が十分確保されていると確認できれば、大店立地法の届出は不要としたいと考えております。

江成委員長

届出不要の場合は、実施もその段階でできるということでしょうか。

事務局

はい。実施自体はさせていただいて大丈夫なので、実態調査の結果報告だけこちらに提出していただくというかたちになります。

江成委員長

調査の結果についてはメールで委員の皆さんにお知らせするようになるのですか。

事務局

今回の専門委員会で説明させていただこうと思っておりました。

江成委員長

実施は専門委員会を待たずに行えるということですか。

事務局

実態調査の結果だけ出していただいて、駐輪場の利用についてお客様に不都合が生じず、必要台数が確保されているということであれば、構わないということになります。

江成委員長

その段階で実施できるということですね。

事務局

そうです。

江成委員長

分かりました。

それでは他になにかございましたらお願いします。

事務局

※次回の日程について説明

江成委員長

それでは、本日の議題はこれで全て終了いたしました。次回は12月か1月の開催予定ということですのでよろしくをお願いします。

3 閉会

事務局

以上で今回の委員会の一切を終了いたします。本日はありがとうございました。